

令和2年 第11回栗原市農業委員会総会議事録

令和2年10月28日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和2年第11回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 4号 農用地利用集積計画について
- 日程第11 議案第 5号 非農地証明願について

1 出席委員 (23名)

- | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|----------|-----|-----|-----|-----|
| 1番 | 佐々木 | 栄夫 | 委員、 | 3番 | 熊谷 | ゆり | 委員、 |
| 4番 | 佐々木 | 弘 | 委員、 | 5番 | 遊佐 | 一成 | 委員、 |
| 6番 | 菅原 | 勝宏 | 委員、 | 7番 | 岩淵 | 敬一 | 委員、 |
| 8番 | 米山 | 嘉彦 | 委員、 | 9番 | 阿部 | 一信 | 委員、 |
| 10番 | 曾根 | 金雄 | 委員、 | 11番 | 三浦 | 正勝 | 委員、 |
| 12番 | 鈴木 | 和子 | 委員、 | 13番 | 芳賀 | 博秋 | 委員、 |
| 14番 | 尾形 | 陽一郎 | 委員、 | 15番 | 高橋 | 寛 | 委員、 |
| 16番 | 狩野 | 善典 | 委員、 | 17番 | 佐々木 | 耕太郎 | 委員、 |
| 18番 | 高橋 | 榮一 | 委員、 | 19番 | 岩渕 | 弘 | 委員、 |
| 20番 | 三浦 | 栄 | 委員、 | 21番 | 大沢 | 純香 | 委員、 |
| 22番 | 大場 | 裕之 | 委員、 | | | | |
| 23番 | 吉田 | 優俊 | 会長職務代理者、 | | | | |
| 24番 | 鈴木 | 康則 | 会長 | | | | |

2 欠席委員 (1名)

- | | | | |
|----|----|---|----|
| 2番 | 佐藤 | 勝 | 委員 |
|----|----|---|----|

3 議事に参与した者

事務局長		二階堂	賢
事務局長補佐		小 山	雅 規
農地農政係 主 査		高 橋	潤
農地農政係 主 査		白 鳥	峻
農地農政係 主 事		千 葉	和 哉
農地農政係 主 事		菅 原	佑 太

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。

「ご苦勞様です。」ご着席願います。

秋の収穫作業もほぼ終了したことと思います。

また、農地パトロールもひととおり終了したようで、暑い時期からの活動、大変お疲れ様でした。

それでは、只今から、令和2年 第11回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

議長

ただいまの出席委員は、23名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長

欠席の通告があります。

議席番号 2番 佐藤 勝 委員から、所要のため欠席する旨の通告がございます。

議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

議長

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条の規定により

議席番号 7番 岩淵 敬一 委員、議席番号 8番 米山 嘉彦 委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

事務局長

議案資料に基づき、令和2年10月2日から令和2年10月28日までに実施した事務事業等の報告並びに、令和2年10月30日から令和2年11月26日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告いたします。

第2区の番号1番・2番の2案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の田 6筆 5,060㎡、農業用施設としてパイプハウスを設置するもので、完了後は野菜を栽培する予定の旨の1案件、

番号2番は、金成地区の田 1筆 59㎡、盛土により排水不良を改善し、耕作の利便性を向上させ、完了後は転作田として牧草を栽培する旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

次に、去る10月23日、議席番号9番 阿部 一信 委員、農地利用最適化推進委員の阿部 正一 委員、及び小野寺 栄悦 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号9番 阿部 一信 委員から報告願います。

9番 阿部 一信 委員

報告第1号については、去る10月23日、金曜日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

1番については、現地を確認しますと、北側は道路となっており、現在は休耕田で草地となっておりました。以前は銀杏などを栽培していたと伺っておりますが、この度はビニールハウスを設置し野菜栽培をするということで、農地を利用するのに好意的発展であると思えますし、エールを送りたい事業であると確信してまいりました。

2番については、国道沿いにあるコンビニに隣接する農地でございます。現地を確認しますと、農地のみ低くなっており、管理には大変苦勞しているようでございます。これに土盛りをして管理をしやすいようにするというので、何ら問題ないものと確信してまいりました。以上、報告いたします。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から5番までの5案件、第2区の番号6番・7番の2案件、併せて7案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 3筆 3, 694㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権解約の1案件、

番号2番は、築館地区の田 2筆 7, 198㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号3番は、一迫地区の田 3筆 3, 082㎡、

番号4番は、一迫地区の田 5筆 4, 458㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条の賃貸借権解約の2案件、

番号5番は、一迫地区の田 21筆 38, 375㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、

第2区の番号6番は、金成地区の田 1筆 495㎡、

番号7番は、金成地区の田 1筆 9, 167㎡、いずれも、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の2案件、
以上、7案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番の1案件、第2区の番号2番から5番までの4案件、併せて5案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、瀬峰地区の田 1筆 6, 320㎡、双方合意による農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

第2区の番号2番は、若柳地区の田 1筆 842㎡、双方合意による農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

番号3番、番号4番は関連案件で、いずれも若柳地区の田 1筆 1, 131㎡、双方合意による農地中間管理事業に係る基盤法の使用貸借権解約の2案件、

番号5番は、金成地区の田 17筆 19, 169㎡、及び畑 4筆 77, 900㎡、合計 97, 069㎡、双方合意による農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

以上、5案件を説明報告。

議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに審議を行います。

第2区の番号11番を審議いたします。

議席番号3番 熊谷 ゆり 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後 1時48分) (3番 熊谷ゆり 委員 退席)

会議を再開いたします。(午後 1時48分)

議長

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号11番は、金成地区の田 17筆 19, 169㎡、及び畑 10筆 82, 285㎡、合計 101, 454㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件の説明と許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、小野寺 栄悦 推進委員から報告願います。

小野寺 栄悦 推進委員

議案第1号については、去る10月23日の金曜日に4名にて、金成庁舎において、書類審査を行いました。

11番については、農業後継者への経営継承のための贈与であり、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号11番の案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号11番の1案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号3番 熊谷 ゆり 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後 1時50分) (熊谷 ゆり 委員、着席)

会議を再開いたします。(午後 1時51分)

次に、第1区の番号1番から8番までの、8案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の田 1筆 1, 188㎡、経営規模拡大のためによる所有権移転売買の1案件、

番号2番は、一迫地区の田 8筆 15, 499㎡、及び畑 6筆 1, 537㎡、合計 17, 036㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

番号3番は、一迫地区の田 3筆 2, 036㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号4番から番号7番までは、営農型太陽光施設設置の許可申請の関連案件となっており、番号4番は、一迫地区の畑 2筆 1, 945㎡のうち1, 937.9㎡、

番号5番は、一迫地区の畑 1筆 848㎡のうち844.9㎡、いずれも、規模拡大のためによる地上権設定の2案件、

番号6番は、一迫地区の畑 2筆 1, 945㎡、

番号7番は、一迫地区の畑 1筆 848㎡、いずれも、営農型太陽光発電施設を設置するためによる区分地上権設定の2案件、

番号8番は、瀬峰地区の田 2筆 14, 629㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

以上、8案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る10月22日、議席番号1番 佐々木 栄夫 委員、農地利用最適化推進委員の鎌田 英利 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、鎌田 英利 推進委員から報告願います。

鎌田 英利 推進委員

議案第1号については、去る10月22日の木曜日に、3名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細については事務局から説明があったとおりであります。

番号1番から3番及び番号8番については、労力不足や経営継承、規模拡大によるものであり許可に当たっては審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと特に問題がないものと判断しました。

番号4番から7番の案件につきましては、太陽光発電施設に関連するもので、農地の地上部分に耕作のための地上権設定、空中部分に太陽光パネル設置のための区分地上権を設定するものです。許可にあたっては特に問題ないものと判断しましたが、営農型太陽光施設ということで適切な営農管理がされているかどうかについて今後の動向を見守りたいと思います。

以上で書類審査の結果報告といたします、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

「はい」の声

議長

11番 三浦正勝委員

11番 三浦 正勝 委員

4番・5番について、意見と質問をします。

意見については、従来ブルーベリーを栽培する農地は全て水田でした。そのため、現地パトロールをすると排水が悪く、本当にここでブルーベリーが育つのかなという条件でしたけれども、今回、畑となったことは、ブルーベリーを栽培するには、むしろこういう場所を選定すべきではないのかなと感じました。

また、借受人の法人ですが、他の場所にも借り受けて営農型太陽光を設置してブルーベリーを栽培しております。ところが、実際は太陽光パネル設置業者が来て管理している。

そういうことから、この法人の農業経営の実態がどれだけあるのかなと疑問に感じております。そこで、この法人が設立から1年を経過しているわけですがけれども農地所有適格法人報告書、農地法第6条1項による報告がなされているのかどうか、報告がないとすれば営農実態を確認するためにも早急に請求すべきでないか、農業経営をしているのかどうか、確認できるものがあるのか、現在、ブルーベリーは生育中ですから収入はないと思いますが、現に労力や資材費が掛かっている訳ですので、経営上どうなっているのか、あるいは、この法人から太陽光パネル設置業者へ作業委託をしてあるのかな、どうもその辺の書類上出てくる、3条でいう借受人と実際に農業経営にあたっている者が違うような疑念を抱いております。したがって、今回申請が提出されておりますけれども経営実態がどうなっているか確認したいと思います。

議長

事務局説明

事務局

現時点で借受人が経営している農地は全て地上権設定をして賃貸借している農地ですので、所有している農地はない状態です。農地所有適格法人に係る報告書は現在確認しておりますが、この法人が農地を使用することについては、特段問題ないと考えております。

それから実際に事務に当たっているのがこの法人の職員ではないのではないか、ということですが、あくまで許可については、この事業の実施に対して行うものであり、その後の業務委託ですとか、実際の管理を誰がするのかを制限するものはございませんので、事業について正当であるか確認し取り扱いをしております。

業務内容につきましては、申請の際に会社の定款などで確認し、農業経営をする会社であることを確認しておりますので、特段、現状では問題ないものと認識しております。以上でございます。

議長

よろしいですか

11番 三浦 正勝 委員

農地法第6条1項による報告は確認中だということですが、その報告の中に、例えばブルーベリーの栽培管理を委託するとか、記載する欄があります。そういうことで、別の会社の社員が来て作業しているのかなど、3条許可の申請については書類上完備しているということですが、この法人の作業の実態が見られないので、作業の実態に合わせて3条申請の変更届を提出させた方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

議長

事務局説明

事務局

実態に合わせて変更届となると、農業委員会を通した賃貸借契約を結ばれずに作業委託をしている方たちについて、この法人に限らず全て同じ取り扱いをしなければならなくなり、現実的に難しいと考えますし、この法人だけ特別に実態を確認するという理由はございませんので、これまでどおりの取り扱いをしていきたいと思っております。

ただし、農業経営がきちんと行われていないとか、適切に管理していないということになれば、許可の事務とは別問題となりますので、そのような事例が確認された場合には、対応してまいります。

それから、保留しておりました農地法第6条1項による農地所有適格法人に係る報告書につきましては、まだ農業収入自体がないということで、届出はされておられません。報告

があるとなれば、来年以降になると考えておりますが、現在農地は一切所有しておりませんので、提出されないことによる問題は特段ない状況であります。以上でございます。

議長

よろしいですか

11番 三浦 正勝 委員

この法人だけを特別に取り扱うことはできないということですが、ただ、法人として届出している以上、農地所有適格法人に係る報告書は事業年度終了後3ヶ月以内に提出することになっているわけですから、収入が有る無しにかかわらず、特に私は、この法人が営農の実態を有しているか問うているもので、3条許可を受けることになりうる法人であるかどうかということに疑念に思っているわけです。

そういうことで、まだ報告書が出されていないのであれば確認しようがありませんが、是非、報告書を提出していただくようにして、もし営農型でない実態であれば、実態に合わせた方がいいのではないですか、という指導も必要であると思います。以上です。

議長

三浦委員の思いも理解しますが、この事業はこれから実施するものでありますし、また、地元でありますから、よく観察をして育てるようにしていただければと思います。

「はい」の声

議長

4番 佐々木弘委員

4番 佐々木 弘 委員

11番委員の質問の関連で、この法人はおそらく新しく設立したものと思われませんが、その定款の中で、業務内容が記載されていると思いますけれども、その内容がどうなっているか聞かせてください。

議長

事務局説明

事務局

この法人の、定款と法人登記簿に記載されている業務の内容ですが、農産物の生産、加工、販売、農産物の貯蔵及び運搬、農産物の製造、加工、販売、農業生産に係わる作業受託、貸農園の経営、農業体験農園の運営、飲食業の経営、農園休憩宿泊施設の経営、太陽光発電事業及び売電事業、前各号に付帯する一切の事業、と掲載されております。

議長

よろしいですか

4番 佐々木 弘 委員

今の内容を聞きますと何も問題になる点はないと思われまので、私としては許可必要だと考えます。

議長

三浦委員、よろしいですか

11番 三浦 正勝 委員

経過を見るとともに、必要であれば指導していきたいと思ひます。

議長

他にござひませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号9番・10番・12番・13番の4案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号9番は、若柳地区の田 2筆 2,009㎡、経営継承のためによる使用貸借権設定の1案件、

番号10番は、金成地区の畑 1筆 365㎡、経営規模拡大のためによる所有権移転売買の1案件、

番号12番は、金成地区の田 1筆 495㎡、耕作不便解消のためによる所有権移転贈与の1案件

番号13番は、志波姫地区の田 1筆 399㎡、経営規模拡大のためによる所有権移転贈与の1案件、

以上、4案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、小野寺 栄悦 推進委員から報告願ひます。

小野寺 栄悦 推進委員

議案第1号については、去る10月23日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

9番については、経営継承であり、10番、13番については規模拡大のため、12番については、耕作不便の解消のためということでございます。

審議した結果、いずれも、許可申請については、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号14番の、1案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号14番は、栗駒地区の田 1筆 313㎡、経営規模拡大のためによる所有権移転贈与の1案件の説明と許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る10月23日、議席番号15番 高橋 寛 委員、農地利用最適化推進委員の山田 善太郎 委員及び 三浦 勇市 委員が、現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号15番 高橋 寛 委員から報告願います。

15番 高橋 寛 委員

議案第1号については、去る10月23日の金曜日に、4名にて書類審査を行いました。

14番の件については、労働力不足、相手方の要望による所有権移転贈与となっており、許可に当たっては審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から10番までの10案件、及び12番から14番までの3案件、併せて13案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から10番までの10案件及び12番から14番までの3案件、併せて13案件は、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

議長

日程第8、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第2区の番号1番を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番は、志波姫地区の畑 1筆 579㎡のうち242㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅1棟及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがある1種農地に該当しますが、集落に接続しての転用となりますので、不許可の例外として取り扱う旨の1案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、小野寺 栄悦 推進委員から報告願います。

小野寺 栄悦 推進委員

議案第2号については、去る10月23日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番については、現地調査の結果、申請地を転用し、住宅1棟及び駐車場を建築造成するもので、周囲への影響はなく、特に問題はないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号2番・3番の2案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号2番は、鶯沢地区の畑 1筆 491㎡を住宅用地として転用し、自家用自動車の駐車場を造成するものであります。

農地区分は、水管、下水管が埋設されております道路に隣接しており周囲500メートル以内に公共施設が二つ以上存在する立地条件から第3種農地に該当する旨の1案件、

番号3番は、鶯沢地区の田 1筆 907㎡を農業用施設として転用し、経営規模拡大に伴い、牛舎、倉庫、堆肥舎を各1棟及びパドックを建築造成するものであります。

農地区分は、農用地区域内の農地になりますが、令和2年10月6日付で農業用施設用地への用途変更がなされておりますことから、不許可の例外として取り扱う旨の1案件、以上2案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、山田 善太郎 推進委員から報告願います。

山田 善太郎 推進委員

議案第2号については、去る10月23日の金曜日に鶯沢総合支所において、4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

2番の件に関しては、地目は畑で現在も野菜等を栽培されております。

駐車場にしたいということですが、近くに市営住宅がありますが、十分な距離がありますので、転用に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

3番に件に関しては、現在草地として使用され、草刈り等もされ適正に管理されております。現在の畜舎脇に牛舎ハウスを建てたいということでの申請であります。周囲は自宅のほか田となっているので、近隣からの苦情等もないと確認しましたので、転用に当たり特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番から3番までの3案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番から3番までの3案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から10番までの10案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番、2番及び6番は、関連案件となっており、番号1番、2番は所有権移転売買、6番は使用貸借権設定となっております。

番号1番は、築館地区の畑 2筆 656㎡、

番号2番は、築館地区の田 1筆 56㎡、及び畑 2筆 189.82㎡、合計 245.82㎡、いずれも、所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、集合住宅2棟及び駐車場等を建築造成するものであります。

農地区分は、いずれも都市計画区域内で第1種住居地域に指定されている区域内の農地ですので、第3種農地に該当する旨の2案件、番号6番は、後で説明する。

番号3番から5番まで、関連案件となっており、いずれも賃貸借権設定の案件です。

番号3番は、築館地区の田 3筆 13,375㎡、賃貸借権設定により借り受け、農業用施設として転用し、農業用ビニールハウス19棟、農業用資材置き場及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分については、番号3番は、農用地区域内の農地ですが、農業用施設による転用のため、不許可の例外規定に該当する旨の1案件、

番号4番は、築館地区の田 1筆 3,244㎡、転用目的、事業内容等は、番号3番と同一であるため省略、

農地区分については、農用地以外の農地で、農地の広がりがあり第1種農地に該当しますが、こちらも農業用施設による転用のため、不許可の例外規定に該当する旨の1案件、

番号5番は、築館地区の田 1筆 250㎡、転用目的、事業内容等は、番号3番・4番と同一、農地区分については、番号4番と同一のため省略の1案件、

なお、本案件は、転用面積が3,000㎡を越えているので、令和2年11月18日に開催される宮城県農業会議常設審議委員会において、意見聴取する案件となっている。

番号6番は、使用貸借権設定の案件で、築館地区の田 1筆 4.48㎡及び畑 1筆 1.43㎡、合計5.91㎡、転用目的、事業内容等、農地区分は、番号1番・2番と同一であるため省略の1案件、

番号7番は、築館地区の畑 1筆 498㎡のうち166.06㎡、を使用貸借権設定により借り受け、住宅用地として転用し一般個人住宅1棟及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分については、都市計画区域内で準工業地域に指定されている区域内の農地ですので、第3種農地に該当する旨の1案件、

番号8番、9番は関連案件となっており、いずれも地上権設定の案件です。

番号8番は、一迫地区の畑 2筆 1,945㎡のうち7.10㎡を地上権設定により借り受け、支柱部分のみを業務用地として一時転用し、営農型太陽光発電施設を設置して売電収入を得ることに加え、パネルの下部でブルーベリーを作付けする。

また、支柱を除いた農地で営農を行うため、農地法第3条の規定による地上権設定の申請が、農地の空中部分を利用して、営農型太陽光発電施設を設置しますので、空中部分に対して、農地法第3条の規定による区分地上権設定の申請がされております。

農地区分は、農用地区域内の農地ですが、営農型太陽光発電設備による許可日から3年間の一時転用であるので、不許可の例外規定に該当する旨の1案件、

番号9番は、一迫地区の畑 1筆 848㎡のうち3.10㎡、支柱部分のみの一時転用であり、転用目的、事業内容等、農地区分は、8番と同一であるため省略の1案件、

番号10番は、瀬峰地区の田 1筆 6, 320㎡を使用貸借権設定により借り受け、農業用施設用地として転用し、経営規模拡大に伴い、畜舎、堆肥舎、パドック等を建築造成するものであります。

農地区分については、農用地区域内の農地ですが、農業用施設による転用のため、不許可の例外規定に該当する旨の1案件、

なお、本案件は、転用面積が3,000㎡を越えているので、令和2年11月18日に開催される宮城県農業会議常設審議委員会において、意見聴取する案件となっている。

以上、10案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号1番 佐々木 栄夫 委員から報告願います。

1番 佐々木 栄夫 委員

議案第3号については、去る10月22日（木）、午後1時30分から3名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細については、事務局の説明のとおりで、1番、2番、6番の件については、譲受人が同じ人で、現地を確認しますと、都市計画区域内にある畑で、何も作付けされていない休耕している農地でした。今後もこの地域は宅地化が進むであろうと見てきました。許可に当っては特に問題がないものと判断しました。

3番、4番、5番の件については、現地を確認しますと、何も作付けされていない休耕田でした。農業用施設を建築しコーヒー豆を栽培するということで、いずれ栗原産コーヒーを飲めるのではないかと期待を持っております。

転用に当っては特に問題ないものと判断いたしました。

7番の件については、1番、2番と同様、都市計画区域内にある畑で現在は何も作付けされておりません。今後もこの地域は宅地化が進むものと見てきました。

許可に当っては特に問題がないものと判断しました。

8番、9番に件については、現地は耕作放棄されているような水田で、雑草が繁茂しておりました。営農型太陽光発電施設でブルーベリーを作付けするということで、3年間の一時転用と毎年2月に経過報告が義務付けられるということで、今後も注視していく必要があると思いますが、転用に当っては特に問題ないものと判断いたしました。

10番の件については、現地は今年も水稻が作付けされている田でありました。申請人は和牛繁殖農家で経営規模拡大に伴い和牛の増頭のため祖父の所有する農地に農業用施設を増設するもので、参考資料27ページでも分かるように周辺農地に影響を与えないことが確認されましたので、許可に当っては特に問題がないものと判断しました。

以上、1番から10番の案件については、許可に当っては特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

「はい」の声

議長

11番 三浦正勝委員

11番 三浦 正勝 委員

番号6番の案件の、土地の所在が公図で判断できない。この2筆がどこにあるのか説明をお願いしたい。

議長

事務局説明

事務局

お答えいたします。はじめに、田 1筆 4.48㎡については、参考資料3ページ下部の田101㎡及び譲渡人の氏名が記載してある箇所左側の隅切りし、細く分筆されている部分となっており、並びにその北側の畑84㎡と記載の左の細区分筆されている部分が、畑 1筆 1.43㎡となっております

議長

よろしいですか

11番 三浦 正勝 委員

わかりましたが、図面に分かりやすく表示していただきたいと思います。

議長

他にございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

会議の途中ですが、会議開始から1時間以上が経過しましたので、ここで、午後3時まで、休憩いたします。

(休憩：午後 2時46分から3時まで)

議長

休憩をとき、会議を再開します。(午後 3時)

次に、第2区の番号11番から13番までの3案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号11番は、若柳地区の田 3筆 2, 236㎡を所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して、売電収入を得るものであります。

農地区分は、都市計画区域の準工業地域に該当することから、第3種農地で取り扱う旨の1案件、

番号12番は、若柳地区の田 1筆 2, 303㎡のうち、350㎡を使用貸借権設定により借受け、業務用地として一時転用するもので、借受人の自営業のための資材の加工場及び一時保管用施設を建設するものであります。

農地区分は、農業振興地域の農用地区域内の農地ですが、期間を限定しての一時転用ですので、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号13番は、志波姫地区の畑 1筆 749㎡のうち、207㎡を所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、一般個人住宅1棟及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりがあり第1種農地に該当しますが、集落接続しているということで、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、小野寺 栄悦 推進委員から報告願います。

小野寺 栄悦 推進委員

議案第2号については、去る10月23日の金曜日に4名にて、金成庁舎において書類審査及び現地確認を行いました。

番号11番については、太陽光パネルの設置に伴う業務用地、

番号12番については、資材加工場や一時保管施設建設に伴う業務用地、

番号13番については、一般住宅用地として転用するもので、詳細については事務局から説明がありましたとおりであり、それぞれ確認した結果、許可に当たっては特に問題はないものと判断してまいりました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号14番・15番の2案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号14番は、栗駒地区の田 5筆 2, 443㎡を使用貸借権設定により借り受け、農業用施設用地として転用し、育苗用鉄骨ハウス2棟並びに従業員用駐車場及び農機具置場を建築造成するものであります。

農地区分は、農用地区域内の農地になりますが、令和2年10月6日付で農業用施設用地への用途変更がなされておりますことから、不許可の例外として取り扱う旨の1案件、

番号15番は、栗駒地区の畑 1筆 843㎡を地上権設定により借り受け、業務用地として転用するもので、太陽光発電施設を設置して、売電収入を得るものであります。

農地区分は、生産性の低い小集団農地であるため、第2種農地に該当する旨の1案件、以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、三浦 勇市 推進委員から報告願います。

三浦 勇市 推進委員

議案第2号については、去る10月23日の金曜日に4名にて、鶯沢総合支所において書類審査及び現地確認を行いました。

番号14番については、借受人の所有地に隣接しておりまして、周辺農地にも何ら影響与えるものはないものと確認してきました。

番号15番については、太陽光施設の設置であり、周りは墓地、宅地、遊休農地となっており、周辺には何ら影響を与えないものと確認してきました。

いずれも、許可に当っては特に特に問題はないものと判断してまいりました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から15番までの15案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から15番までの15案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに審議を行います。

第3区の番号17番を審議いたします。

議席番号19番 岩淵 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後 3時16分) (19番 岩淵 弘 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後 3時16分)

議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号17番は、栗駒地区の田 4筆 2, 413㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号17の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号17の1案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号19番 岩淵 弘 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後 3時17分) (19番 岩淵 弘 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後 3時18分)

次に、第2区の番号1番から16番までの16案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番から16番までは全て農地中間管理事業による一括方式の案件となっております。

番号1番は、若柳地区の田 32筆 24,028㎡、

番号2番は、若柳地区の田 22筆 19,665㎡、

番号3番は、若柳地区の田 3筆 1,174㎡、

番号4番は、若柳地区の田 14筆 11,123㎡、

番号5番は、若柳地区の田 21筆 17,061㎡、及び志波姫地区の田 22筆 23,678㎡、合計 40,739㎡、

番号6番は、若柳地区の田 11筆 7,056㎡、及び志波姫地区の田 1筆 2,904㎡、合計 10,410㎡、

番号7番は、若柳地区の田 20筆 17,622㎡、及び志波姫地区の田 1筆 3,035㎡、合計 20,657㎡、

番号8番は、若柳地区の田 8筆 5,627㎡、及び志波姫地区の田 1筆 3,027㎡合計 8,654㎡、

番号9番は、若柳地区の田 17筆 10,012㎡、及び志波姫地区の田 3筆 2,646㎡、合計 12,658㎡、

番号10番は、若柳地区の田 2筆 5,991㎡、及び志波姫地区の田 1筆 924㎡、合計 6,915㎡、

番号11番は、若柳地区の田 44筆 34,100㎡、及び志波姫地区の田 2筆 1,453㎡、合計 35,553㎡、

番号12番は、若柳地区の田 6筆 4,506㎡、及び志波姫地区の田 6筆 6,655㎡、合計 11,161㎡、

番号13番は、若柳地区の田 15筆 11,220㎡、及び志波姫地区の田 1筆 400㎡、合計 11,620㎡、

番号14番は、若柳地区の田 8筆 5,880㎡、及び志波姫地区の田 2筆 1,830㎡、合計 7,710㎡、

番号15番は、志波姫地区の田 4筆 5,424㎡、

番号16番は、志波姫地区の田 5筆 4,398㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の16案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から16番までの16案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から16番までの16案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第11、議案第5号 非農地証明願について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番・2番の2案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田 1筆 150㎡、願出地は、昭和60年頃から駐車場及び作業場として長年使用し、現在に至るものであり、雑種地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番は、一迫地区の田 2筆 1,350㎡、願出地は、平成4年頃から先代からの労力不足により耕作できなくなり、その後、農地が原野化し、現在に至るものであり、原野への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、鎌田 英利 推進委員から報告願います。

鎌田 英利 推進委員

議案第5号については、去る10月22日の木曜日に3名にて、現地確認を行いました。

議案の詳細については、事務局から説明があったとおりであります。

番号1番の案件は、現地を確認しますと、現地写真のとおり宅地の隣接地で長年耕作された形跡もなく駐車場で使用されている様子でした。庭木や生垣で囲まれ宅地の一部となっておりましてので、許可に当っては特に問題がないものと判断しました。

2番の案件については、こちらも現地写真のとおりかなり荒廃し原野化しており、現地には木も育っておりまして。農地に復元するのは非常に困難なため、許可に当っては特に問題がないものと判断しました。

以上で書類審査の結果報告といたします、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番・4番の2案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号3番は、若柳地区の畑 1筆 284㎡、願出地は、昭和35年頃から申請人の住居への接続用道路として使用し、現在に至るもので、農地への復元が困難なため雑種地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号4番は、若柳地区の畑 1筆 201㎡、願出地は、昭和42年頃に住宅を建設、一部を庭として使用し現在に至るもので、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号9番 阿部 一信 委員から報告願います。

9番 阿部 一信 委員

議案第5号については、去る10月23日の金曜日に4名にて、現地確認を行ってまいりました。

3番については、ただ今事務局より詳細な説明がされ、そして、参考資料の写真のとおりでございます。農地に復元するのは無理ではないかと確認しました。

4番については、住宅が建設され長年経過しておりますので、これも農地として復元するのは不可能であると確認してまいりました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号5番の1案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号5番は、栗駒地区の田 2筆 6, 459㎡及び畑 5筆 14, 132㎡、合計 20, 591㎡、願出地は、平成2年頃から労力不足により耕作管理不能となり、その後、山林化し現在に至るものであり、山林への地目変更を願いでた旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号15番 高橋 寛 委員から報告願います。

15番 高橋 寛 委員

議案第5号については、去る10月23日の金曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行ってまいりました。

5番の件については、願出地は耕作をやめてから30年が経過したような場所であり、現地は雑木や草が繁茂し周囲の山林、原野との区別がつかない状態となっております。農地に復元することは厳しいと考えます。許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 非農地証明願についての、番号1番から5番までの5案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号 非農地証明願についての、番号1番から5番までの5案件は、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

議長（会長）

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和2年 第11回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後 3時 32分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員